

令和4年度 第6回三重県公共事業評価審査委員会

1 日時 令和5年3月13日(水) 13時25分から15時50分まで

2 場所 吉田山会館 2階 第206会議室

3 出席者

(1) 委員

岡良浩委員長、岡島賢治副委員長、大野研委員、小野寺一成委員、北野博亮委員、小菅まみ委員、三島正人委員、南出和美委員、矢口芳枝委員

(2) 三重県

(農林水産部)	次長 (森林・林業担当)、ほか
(農林水産部)	次長 (農業基盤整備・獣害担当)、ほか
(農林水産部)	次長 (水産振興担当)、ほか
(県土整備部)	次長 (流域整備担当)、ほか
(県土整備部)	次長 (道路整備担当)、ほか
(県土整備部)	次長 (都市政策担当)、ほか
(事務局)	公共事業総合推進本部 事務局長 公共事業運営課 課長 ほか

4 議事内容

(司会)

それではお待たせしました。

ただいまから、令和4年度第6回三重県公共事業評価審査委員会を開催いたします。

本日の司会を務めます、県土整備部公共事業運営課長の向井田です。

よろしくお願いいたします。

本日からマスクの着用については個人の判断に委ねることとなりましたので、個人の判断で着脱の方よろしくお願いいたします。

本委員会につきましては原則公開で運営することになっております。委員長本日の委員会は傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(委員長)

はい。

委員の皆さんよろしく申し上げます。

今、傍聴について公開で行うことで傍聴を許可してよろしいですか。よろしいですね。

(司会)

それは傍聴の方が見えまして入室をお願いします。

(事務局)

傍聴者 2 名です。

(司会)

本日の委員会につきましては、10 名の委員中 9 名の委員にご出席をいただいておりますので、三重県公共事業評価審査委員会条例第 6 条第 2 項に基づき、本委員会が成立していることを報告いたします。

それでは、議事次第、2 番以降につきまして、委員長に進行をお願いしたいと思います。委員長よろしく申し上げます。

(委員長)

はい、それではただいまから議事次第の 2 番目ですね、令和 4 年度公共事業評価結果における事業方針の報告を行います。

本日の委員会の終了はですね、おおむね 16 時 20 分を予定しております。

円滑な議事進行の協力をお願いします。

それでは議事次第 2 番について事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

はい。

事務局の公共事業運営課の寺田です。

どうぞよろしくお願ひいたします。

資料の赤いインデックス 4 にあります令和 4 年度公共事業評価における事業方針書について報告いたします。

青いインデックス再評価結果についている 1 ページをご覧ください。

三重県が実施しております公共事業の継続の手続きについて、本年度は表 1 の通り、9 事業について評価を行い三重県公共事業評価審査委員会の調査審議を受けたところ、9 事業全てにおいて事業継続を了承するとの答申をいただきました。

また併せて、4 事業これは答申の継続のところ※がついておりますが、この 4 事業につ

いて付帯意見をいただいております。

この答申を踏まえ、県の対応方針を決定し、公共事業評価結果における事業方針書として取りまとめました。

対応方針については事業ごとに報告を行います。

まず、農林水産部事業評価結果における今後の対応方針として治山事業の再評価について今後の対応方針を報告し、その後ご質問などをいただきます。

引き続き林道事業の再評価についても同様に進めてまいります。

その次に県土整備部事業評価結果における今後の対応方針として、河川事業の再評価、そして引き続き海岸事業の再評価についても進めてまいります。

各事業の説明時間については4～5分程度、質疑応答については10分程度を予定しております。

再評価結果の説明については以上になります。

(委員長)

はい、ありがとうございます委員の皆さん、ただいまのご説明、何かご質問等ございませんでしょうか。それではまず、治山事業の再評価についてご説明を受ける事としたいと思いますのでよろしくお願いします。

【農林水産部】

【治山事業 再評価】

(森林・林業担当次長)

農林水産部の森林林業担当次長、木下でございます。どうぞよろしく申し上げます。座って失礼いたします。資料の3ページをお開きください。昨年7月にご審議いただきました治山事業の対応方針についてご説明させていただきます。再評価審査対象事業は治山事業の一番東又谷でございます。

委員会の意見としまして、令和4年7月15日に開催された第1回の三重県公共事業評価審査委員会でご審議いただいた結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承するとの答申をいただきました。またあわせて、事業期間内で終わるよう計画的に進めていただきたいとのご意見をいただきました。

治山事業の背景でございます。治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地災害から県民の生命財産等を守る事業です。三重県は地形地質的にも山地に起因する災害が発生しやすい状況にあることから、台風や豪雨などによる災害のたびに大きな被害を受けてきました。

特に近年は局地的な集中豪雨が多発する傾向にあり、地域住民の山地災害に関する危機管理意識が高まっています。東又谷は平成23年9月の台風12号豪雨により大規模な山腹崩壊が発生し、崩壊土砂が下流の桧原谷川まで流出しました。

この崩壊により荒廃した溪流の復旧を目的に治山事業による整備を進めているところでございます。再評価対象事業の対応方針でございます。審査結果事業妥当性を認めていただいたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施してまいります。

資料の4ページをご覧ください。事業への対応方針でございます。5-1事業の課題といたしましては、当事業現場下流にある人家および国道422号線の保全や一級河川宮川への土砂流出抑制を図るため、治山事業による効果を早期に発現させる必要がございます。

5に課題の解決方針としましては、今後も事業ごとに優先順位を考慮しながら重点的な予算配分を行い、事業の早期完了を図ってまいります。以上でございます。

(委員長)

はいどうもありがとうございました。だいたい前の7月のですね。委員会のテーマでしたので少し記憶が曖昧な方もいらっしゃるかもしれませんが。今の取り組みについて何かご質問等ありましたら、よろしく申し上げます。

このせっかくお書きいただいている4ページの、早期に発現させる必要がある、422号線の保全とか、一級河川宮川への土砂流出抑制を早期にしたいというお話ですけども、この事業の中でこれが非常により早くしたいということについて、多分最初の説明にもあったと思いますが、改めてお聞きしてよろしいでしょうか。

(治山林道課長)

治山林道課長の久保村でございます。よろしくお願ひいたします。国道 422 号、それから一級河川宮川というのはですね、それぞれこの東又谷のですね、溪流の下方にございます。この東又谷から流出した土砂というのがですね、ともすると、422 号であるとか一級河川宮川へ流出することによって道路が通行止めになったり、水質で非常に有名な宮川でございますので、そこが汚れたりすると漁業で多大な被害を及ぼす恐れがございますので、そういった心配を事前に早くなくすためにですね、事業を進めていきたいということでございます。

【治山事業 再評価 質疑応答】

(委員長)

はい、どうもありがとうございました。よろしいですか。よろしくお願ひいたします。

(委員)

今の早期と(関連して)、これ事業期間内っていうのは令和 7 年ですね。今が進捗率 71.6% なんです、まず令和 7 年までには終わる予定なんですか。あるいはその早期というのは、令和 7 年よりも早く終わるといふ話なんですか。

(松阪農林事務所)

松阪農林事務所 森林・林業室長の山田と言います。早期に完了ということで、7 年度を目標としておりまして、7 年度より早期を目指すんですけども、計画としては 7 年度に完了する予定で進めております。

(委員)

わかりました。はい。

(委員長)

どちらかという、それが遅くなっちゃうと困りますよという趣旨だと思います。他よろしいでしょうか。

はい、それではどうもありがとうございました。他に無いようでございますので、次の林道事業です、再評価についての説明をうけたいと思います。

(説明者交代)

【林道事業 再評価】

(森林・林業担当次長)

引き続き私、木下の方から、2番の林道事業、鶴ガ坂線の対応方針につきましてご説明させていただきます。資料の5ページをお願いします。委員会の意見としまして令和4年7月15日に開催された第1回三重県公共事業評価審査委員会でご審議いただいた結果事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承するとの答申をいただきました。

また併せて事業効果の十分な発現のために早期の事業完成に努められたいとのご意見をいただきました。林道事業の背景でございます。木材価格の低迷や、労働者の高齢化など、林業を取り巻く状況が依然として厳しい中、効率的安定的な木材生産や適切な森林整備を促進していくためには、その基盤となる林道の整備が不可欠であり、林道事業では新規林道の開設、既設林道の改良舗装などに取り組んでいます。

鶴ガ坂線は度会郡度会町の当津地区と中之郷地区の集落間を連絡する骨格的な林道であり、アクセス条件の改善や機械化の促進などによる森林施業の効率化や木材の輸送効率の向上を図ることで、利用区域内の森林資源の有効活用や森林整備を促進することを目的に整備を進めています。

再評価対象事業の対応方針でございます。審査の結果事業の妥当性を認めていただいたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施してまいります。事業への対応方針でございます。5-1事業の課題としまして、森林資源の有効活用や森林整備の促進による公益的機能の発揮など、林道整備による事業効果の十分の発現のために事業の早期完成を図る必要があります。

資料6ページをお願いします。5-2課題の解決方針としまして、今後、詳細な測量設計を実施していく中で、経済的な線形や工法について検討するなど、コスト縮減に努めるとともに、事業の予算の重点的な配分により早期完成を目指して事業を進めます。

以上でございます。

【林道事業 再評価 質疑応答】

(委員長)

はい、どうもありがとうございました。また今の方針について何かご質問等ございますか。

(委員)

説明ありがとうございました。今、最後のこの課題解決の方針のところ、今後詳細な測設計画を実施していく中で、経済的な線形や工夫を検討してコスト縮減に努めると。この経済的な線形や工夫っていうのは、計画時における考え方に比べてどんなような工夫があるんでしょうか。どのように想定してるんでしょうか。

(伊勢農林水産事務所)

伊勢農林水産事務所森林林業室の澤井といいます。よろしくお願いします。経済的な線形ということですが現場に応じてですね。土を切る量とかですね、盛り土をする量とかのバランスを考えてですね、なるべく経済的になるような線形に、線形もそうなんですけども高さの方に対してもですね、縦断勾配を調整するというような、そのようなことを検討しています。

また土を盛ることによってですね、発生するのり面なんですけれども、これもですね極端に長くなるような法面ですと、あの費用等もかかりますので、なるべく短くなるような感じで現場に合わせてですね、なるべくコストがかからない形でおこなってまいりたいというふうに感じてはいます。

(委員)

ありがとうございます。それは計画時の考え方と何が違うんですかね。

(伊勢農林水産事務所)

計画時はですね、概ねの全体を繋ぐ線形の高さとかをですね、おおよその形で決めてあるんですけれども、おおよその形に基づいてより何て言うんですかね、現場でなるべく安くなるような形っていうのをですね、決めてます。

(委員)

考え方を詳細に詰めていくという。

(伊勢農林水産事務所)

そういうことです。

(委員長)

ありがとうございます。他、何かございますでしょうか。

(委員) 17:47

経済的な線形工法っていうのは、それこそその予備設計の段階だと思うんです。これ予備設計をするんですか。これから詳細設計なんですか。

(治山林道課)

林道では予備設計というのはございませんでして、先ほどの計画の段階である程度の線形ラインがありましたら、実施のために詳細設計をかけた上で、より地形ですね、現地の地形条件に合った形の、そういった形の設計を詳細で行いますので、予備というのをかけてお

りません。詳細設計は先ほど澤井の方から説明ありましたように、切り盛りがなるべく少なくなるように、現地の山の地形等にあつたですね縦断方向や横断方向がほぼそれぞれ波型の線形になるような形で考えておる次第でございます。

(委員)

あとそれで今その進捗状況が事業費で55%ぐらいなんですけど、これ今まではどこにお金かかっている。

(治山林道課)

今までの一応開設工事で必要な土工の詳細設計の設計費、総工事費でございます。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(委員長)

他いかがでしょうか？

(委員)

はい。当然のごとく今、高齢者問題がすごいんですよね。やっぱりこういう課題を解決するために、根本である高齢者問題を次に繋げるための実践的な若い人に対する教育っていうか、そういうことは具体的にどんなことをなさっているのかなとか思うんですけども。

(治山林道課)

林業の高齢化みたいな形でもよろしいでしょうか。やはり林業も就業者が少なくなってきており高齢化もしておりますのでこういった道をつけてですね、つけましたら機械がある程度林業の中で使えるようになりますので、そういった形で、機械力でそういったところを補助したり、そういうような形で考えさせてもらっています。

これも一つの林道の効果であると思っております。

(委員)

林道を作るのも大変ですいろいろな意味でね。危機管理も大変なことだし、細かいこととかこれはこういうところを見せていただくと、すごい想像ですけど大変だなというふうに思っております。ありがとうございます。

(委員長)

他に何かありますか。

(委員)

基本的に幅員を2車線で作られていくというふうに理解してるんですけど、だけど聞いたことで逆に教えて欲しいんですけどなんかたまに1.5車線っていうなんかいう考え方で全てを2車線にせずは何て言うんすかね。

待ち受けるする場所を作りながら一車線でもみたいなそんなのを聞いたこともあるんですけど、そういうことっていうのはあんまり検討されない。その効果とか、どういうことになるのか。

(治山林道課)

林道ですね、本件1車線で、基本的に1車線林道でございまして幅員この道は4メートルの道でございます。作業とかやっぱり林業で使わないといけませんので、そういった作業ができる作業スペース等ですね。適宜作っておったり、待避所とかを500メートルにつき1ヶ所ぐらいの割合で作っておりますので、そういったところで車のすれ違いはできるかなというふうに考えております。

(委員)

ありがとうございます。ちょっと私から今の先ほど矢口先生の話と関連する5ページの5-1のですね、森林資源の有効活用や森林整備の促進による公益的機能を発揮するというのが目的だと書いてある。

今回は道、林道だけの周辺にこういう多分公益的な機能を発揮するための別の事業がある。あんまり最初のときには意識しなかったんですが、周辺にどういう事業が同時並行で、今さっきの高齢化の問題を含めてやっぱり総合的に、あの事業ってやっていかないと、道だけ作ってOKじゃないと思うんですね。

そのあたり少し補足の説明がございましたら、お話を伺うことがあると思います。

(治山林道課)

ここにあるですね、公益的機能というのはですね。そもそもその森林を整備することによって、森林が持つ水源涵養機能であるとか土砂が流れ出すのを防止する機能であるとか、そういったことを、そういった公益的機能の発揮。

林業をすることによって森林に手が入りますとそういった森林が有する公益的機能が発揮されるということでございます。当然林業で木を切って出せば経済の方も回るんですけども、林道をつくることによって、そういった経済だけではなくて、国土保全の方にも繋がっていくよということでございます。

(委員長)

わかりました。特にそういう環境保全というのが森林はおそらく社会的にそうですねけれども、手を出してくれて、経済的な効果だけじゃなくて計画だとか、今おっしゃったような

環境を保全するための役割あるいはレクリエーションとか、いろんな、森林の保全で影響のあるいろいろがあると思います。結構具体的にそれをこちらもどういうふうに見ていただければ何か。

(森林・林業担当次長)

はい。ありがとうございます。三重県の森林ですね。37万ヘクタールですけども、そのうち人工林が、6割以上ということで、特に50年生以上の山が7割を占めてるということで、使って植えるっていう緑の循環が非常に大事になっておるということで、これからいかに利用していくかということで林道をはじめですね、森林の循環利用ということで取り組んでいきたいと思っていますので引き続きよろしくお願ひしたいと思っています。

(委員長)

はい、どうもありがとう。はい。ほかにどうでしょうか？はいそれではどうもありがとうございました。それでは県土整備部の河川事業のよろしくお願ひします

(説明者交代)

【県土整備部】

【河川事業 再評価】

(流域整備担当次長)

河川県土整備部の流域整備担当次長の山口でございます。私の方から河川事業の対応方針につきましてご説明申し上げます。

それでは対象事業の 8 番一級河川木津川、4 番一級河川五十鈴川、5 番一級河川桧尻川、6 番一級河川大内山川、3 番二級河川堀切川、7 番二級河川前川、以上 6 事業の対応方針について説明をさせていただきます。

委員会の意見でございますが、令和 4 年 8 月 19 日に開催されました第 2 回三重県公共事業を評価審査委員会および同年 9 月 9 日に開催されました第 3 回の委員会においてご審議を賜りました。8 番、4 番、5 番、6 番、3 番、7 番、以上 6 事業につきましては全て事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承するとの答申をいただきました。

なおこのうち 5 番の桧尻川につきましては工法変更があった箇所について伊勢という土地柄を考慮して関係機関と協議しながら、より一層の景観の配慮に努められたいとの意見を頂戴してございます。

次に事業の背景についてご説明させていただきます。三重県は日本でも有数の多雨の地域でございます。近年では平成 23 年の紀伊半島大水害や平成 29 年の台風第 21 号および令和元年の北勢豪雨などにより県内各地で浸水被害が発生している他、全国的にも気候変動の影響により激甚化頻発化する気象災害により甚大な被害が発生している状況でございます。

しかしながら三重県が管理する河川のうち要改修区間に対する河川整備率は、令和 3 年度末時点で約 40%と低く河川整備のさらなる推進が望まれているところでございます。再評価対象事業の対応方針でございますが、ご審議の結果事業継続の妥当性が確認されたことから浸水被害軽減を目指して引き続き実施をしていきたいというふうに考えてございます。

次に事業への対応の方針でございます。事業の課題につきまして、ご審議いただきました通り 5 番の桧尻川の河川事業においては、伊勢という土地柄や周辺立地の状況から沿川に住環境が張り付いているなどの状況でございますが、特に景観への配慮が求められるなど、河川整備においては治水や利水だけでなく、その河川の特性或地域の特性に応じた環境に配慮した事業のすすめ方が必要となっているところでございます。

解決の方針でございますが桧尻川の整備にあたっては、景観行政団体でございます、地元伊勢市と協議しながら、周囲の景観と同じ材料の選定を行うなど、より一層の景観に配慮した整備を進めていきたいと考えてございます。

また事業につきましても同様の観点で留意しながら整備を進めていきたいと考えてござ

います。私からの説明は以上でございます。

【河川事業 再評価 質疑応答】

(委員長)

はい、どうもありがとうございます。たくさんございますけれども、ありがとう、簡潔にお話いただいたと思います。今の説明に対してご意見等ございますでしょうか。

(委員)

ちょっと私から今5番でしたっけ。桧尻川の景観の話。

これは複数の委員からご指摘いただきまして、おそらくこれの事業評価という費用便益分析が中心なんですけども。

あまりそこに反映されてないだろうということで、あえて付帯意見を付けさせていただいたんですけども、ここにごございます景観行政団体、伊勢市さんと協議ということだと思いますけれども。具体的にどんな協議が進められているのか。

例えば、私はあまり存じ上げていませんが、いわゆる景観条例を持っていらっしゃる市町村もあったり、あるいは原則的な考え方から話されるところもあるでしょうし、もう少し具体的な段階でお話されているかもしれませんし、あるいは伊勢市ですから当然様々な観光のミッションの一つとしていろいろ想像しますけども。

協議は具体的にどんなふうに進んでいるのかお話しいただけますでしょうか。

(流域整備担当次長)

一般的には委員おっしゃられる通り景観行政団体である伊勢市さんの方で一定の考えをお示しいただいておるところでございます。そういった中で我々の方から実施の計画の図面や材料等についてご説明申し上げまして、それに対してご意見を頂戴しながら対応していくというのが協議の流れでございます。

なお、そういった協議以外にも、地元の方々との意見交換や地元説明会を通じて県の考えをお示ししておりますので、そういった中で地域のニーズにはできる限りお答えしていきたいと考えてございます。

(委員)

これ現在の進捗率にいろいろと差があると思うんですがこれどうして全て目標年が令和28年になっているのですか。

(河川課)

河川事業は、完成まで非常に長い年月がかかるものでございまして、現在、河川法上の法定計画である河川整備計画に基づいて事業を実施していますが、これは20年から30年の

間に行う河川改修の計画になってまして、今年度審査していただいた6事業についてはいずれも同時期に作られた計画に基づき行っている事業ですので、いずれの事業も最終年度を令和28年度としております。

(委員)

事業費で決まるわけではないですね。

(河川課)

現在の全体事業費とは、現行の河川整備計画の中で実施する事業量の事業費を精査して算出しています。

(委員)

わかりました。

(委員)

今、大野委員が進捗率の話をされたんで、私も気になったんですけど。鈴鹿の堀切川、釜屋川の進捗率が他と比べて若干低いような感じがするのはこれ何か理由があるんですか。

(流域整備担当次長)

こちらにつきましては堀切川の河口部が白子港、漁港に入っていることからその漁港との調整や、陸地側の方に引堤する形になっていることから、鈴鹿市の排水機場等との調整もあるため進捗が遅い状況でございます。

あわせてこちらの堤防の引堤部分につきましては、河口部の耐震対策を要する区間であることから他の事業よりは時間がかかっているという状況でございます。

(委員)

令和28年に100%まで持っていけると考えてよろしいですか。

(流域整備担当次長)

現在、少し事業が遅れているような傾向にはありますが、早期事業効果発現に向けて、今後補正予算の活用なども踏まえて計画通り完了できるよう頑張っていきたいと思っております。

(委員)

わかりました。中間にもう1回ぐらい再評価があると思うんで、またその時に伺いたいと思います。ありがとうございます。

(委員長)

はい、それではどうもありがとうございました。

【海岸事業 再評価】

(流域整備担当次長)

引き続き山口の方からご説明申し上げます。海岸事業の対応方針についてでございます。再評価審査対象事業としましては事業番号 9 番の的矢港海岸的矢地区での事業でございます。こちらにつきましては令和 4 年 9 月 9 日に開催されました令和 4 年度第 3 回の公共事業評価審査委員会においてご審議を賜りました。結果 9 番につきましては、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承するとの答申をいただいております。

加えまして、事業期間が長期にわたることから、事業期間の短縮を図り事業の早期完成に努められたいとの意見をいただいております。

海岸事業の背景でございます。三重県では高潮・地震・津波による災害から県民の生命と財産を守るため高潮災害防止のための海岸堤防の整備や地震津波対策としての堤防耐震化、粘り強い構造とする施設の整備、計画的な老朽化対策に取り組んでいるところでございます。的矢港海岸的矢地区は老朽化による損傷が著しいことから、高潮や高波などにより護岸が破堤し背後の人家密集地域が浸水被害を受けるおそれがございます。このため高潮や高波などによる浸水被害から背後地の生命・財産を守ることを目的として、護岸の補強および陸閘の改良などを実施しているところでございます。

対応方針でございます。ご審議の結果、事業継続の妥当性が確認されたことから整備効果の早期発現に向けて引き続き事業を実施していきたいというふうに考えてございます。事業の課題としましては、的矢港海岸的矢地区事業につきましては昭和 61 年度から着手しております。海岸事業につきましては事業期間が長期になっていることが課題となっております。

課題の解決方針でございます。事業期間の短縮に向けて、引き続き工種ごとの大ロット化による効率的な施工を実施することでコスト縮減も図りながら、補正予算の活用などによりまして、必要な予算確保に努めることで早期完成を目指していきたいと考えております。

また事業期間が長期にわたることから、整備完了区間につきましては、長寿命化計画に基づきまして定期的な巡視点検を実施し、丁寧に維持管理に努めていきたいというふうに考えてございます。私からは以上でございます。

【海岸事業 再評価 質疑応答】

(委員長)

はい、どうもありがとうございます。

今の説明について何かご質問等ございますでしょうか。

(委員)

これは昭和 61 年からやってるわけですが先ほどおっしゃった南海トラフ地震とかの津波

被害とかを想定すると、堤防の高さは変わってないでしょうか。

(流域整備担当次長)

はい。南海トラフの津波等への考え方でございますが、伊勢湾内につきましては、高潮の方が高いということの中で高潮事業によりまして、津波の高さに対して防御するという考え方で整理をさせていただいております。一方で、太平洋側の外海に面している区間につきましては委員の皆様もご存知の通り、非常に高い津波高が予想されてございます。こうしたなか、コンクリートの堤防で防御していくことがなかなか難しいというところもございまして、本県としましては、次の二次被害にも備えるということも観点としてある中で、壊れにくい構造の堤防を作っていくということで堤防の表面のコンクリート厚を増すなど、要は津波が越えていっても、その堤防が存在しうるような形の対応をしていきたいというふうに考えて整備しているところございます。

(委員)

わかりました。

(委員長)

他いかがでしょうか。

(委員)

最後の課題解決の方針の最後の方に、もう整備が完了した区間については長寿命化計画ということで、通常の護岸補強と比べて長寿命化というのはどうやって測るんですか。

(流域整備担当次長)

この長寿命化の中では護岸工事というのはなかなか当たりにくい部分がございます、例えばその中の陸閘であったり水門構造のものが腐食していったりとか、それを事前に予防修繕的な形をすることによってさらにもたせていくということも考えてございますし、一方で堤防は、亀裂とかクラックとかが入ってきた部分につきましては適宜補修することで、その機能を維持することができますので、そういったところを点検とかそういったもので図っていきながら適切な時期に実施していきたいというふうに考えているところでございます。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

長寿命化の計画の費用対効果もこれに含まれていると理解してよろしいでしょうか。それとも、それはまたこれからもう少し別途事業として考えていかないといけないということでしょうか。

(流域整備担当次長)

一部含めでございます。

(委員長)

はい。わかりました。

(委員長)

わかりました。よろしいでしょうか。それではないようでございますので、これ一旦休憩です。

そういうことですので一旦休憩を挟んで、事後評価についての対応方針を休憩の後、聞お聞きします。それでは10分休憩で2時20分開始ということでよろしく願いいたします。

(休憩)

(委員長)

少し早いですが、皆様お集まりいただきましたので始めさせていただきたいと思います。それでは、事務局よりご説明をお願いします。

【事後評価】

(事務局)

これから事後評価の結果の方に入っていきたいと思います。

青いインデックスで、事後評価結果について、12 ページをご覧ください。

三重県が実施した公共事業の効果について、今年度は表 2 の通り、10 事業について評価を行い、三重県公共事業評価審査委員会の調査審議を受けたところ、10 事業全てにおいて評価結果の妥当性を認めるとの答申をいただきました。

また、併せて 2 事業について付帯意見をいただいております。

これは 13 ページの方の答申の行の事業のところに※が二つ付いている、506 番と 510 番、これが付帯意見をいただいた事業になります。

この答申を踏まえまして県の対応方針を決定し、公共事業事後評価における事業方針書として取りまとめを行いました。

対応方針については事業ごとに報告を行います。

まず、最初に県土整備部、12 ページ 13 ページの表の並びのと報告の順番が変わって申し訳ないですが、まず最初に、22 ページの海岸事業の事後評価について対応方針を報告させていただき、その後ご質問していただくことで考えております。

その次に 20 ページの砂防事業、その次に 18 ページの道路事業ということで、そのたびにページ数の方を言わせていただきますので、まず 22 ページの海岸事業の方の事業評価をお願いしたいと思います。

(委員長)

はい、どうもありがとうございました。それでは海岸事業の 22 ページのところ事後評価についてのご説明をお願いしたいと思います。

【海岸事業 事後評価】

(流域整備担当次長)

はい。続きまして山口の方からご説明申し上げます。海岸事業の事後評価審査対象事業についての対応方針につきましてご報告申し上げます。

対象となりましたのが海岸事業の 508 番長島地区海岸、それと 509 番の磯津地区海岸の二つでございます。こちらにつきましては令和 4 年 9 月 9 日に開催されました令和 4 年度第 3 回の三重県公共事業評価審査委員会においてご審議を賜りました。508 番、509 番ともに、事業の効果については評価結果の妥当性を認めるとのご答申をいただいております。

海岸事業の背景についてご説明申し上げます。高潮・地震・津波による災害から県民の生命と財産を守るため高潮災害防止のための海岸堤防、地震津波対策としての堤防耐震化、粘り強い構造とする施設整備、老朽化対策などに取り組んでいるところでございます。長島地区海岸は地震による堤防の崩壊・沈下を防ぎ、その後津波、高波、高潮から背後地の生命・財産を守ることを目的としまして堤防の耐震補強や波返しの整備を実施いたしました。

磯津地区海岸につきましては高潮や高波などから背後地の生命・財産を守ることを目的としまして、堤防の補強による老朽化の対策、地盤改良による地震対策、それと離岸堤の整備による侵食対策を実施いたしました。

事業への対応方針としまして、事業の課題でございますが、長島地区海岸と磯津地区海岸、両地区海岸におきまして住民アンケートを行いましたところ、整備した施設の維持管理についてのご意見をいただきましたが、施設整備によって安心感が増したという意見を頂戴しております。

課題の解決の方針でございます。いただきました住民の意見も踏まえまして施設の整備効果が十分発揮できるように、長寿命化計画に基づき、定期的な巡視点検を実施し、適切な維持管理を行っていきたいというふうに考えてございます。私からは以上です。

【海岸事業 事後評価 質疑応答】

(委員長)

はい、どうもありがとうございます。只今の説明について何かご質問等ございますでしょうか。それでは質問が特にないようでございます。どうもありがとうございます。

それでは砂防事業についてご説明をお願いします。

(説明者交代)

【砂防事業 事後評価】

(流域整備担当次長)

はい、それでは砂防事業の事後評価審査対象事業についてご説明申し上げます。対象事業につきましては505番の松ヶ久保川、それと506番の松の木谷川、507番の奥西谷川の三つの事業でございます。

いただきました意見につきましては令和4年10月18日に開催されました第4回の審査委員会におけるご審議の結果が、505番506番、507番につきまして以上三つの事業につきまして、事業の効果については評価結果の妥当性を認めるというご答申をいただいております。

しかしこの中の506番につきましては、本事業の効果について地域住民に十分理解されるよう努められたいというのが意見を頂戴しているところでございます。砂防事業の背景でございますが、砂防事業は、斜面が崩れ、溪流に堆積した土砂が大雨のときに川の水とともに一気に流れ出す土石流から人家や公共施設を保全することを目的としております。

砂防整備を講じた目的のために砂防設備を整備している事業でございます。松ヶ久保川、松の木谷川、奥西谷は土砂災害警戒区域等に指定されてございまして、被害想定区域内には人家や道路等があるという溪流でございます。

この当溪流には、荒廃が著しく降雨などにより土石流が発生した場合にはですね、人家や公共施設に甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、土砂災害を未然に防止するために砂防堰堤を築造したものでございます。

事業への対応方針としまして事業の課題でございますが、松の木谷川の砂防堰堤の地域住民のアンケートを実施しましたところ、残念なことに堰堤が整備されたにもかかわらず、4割以上の方が安心して暮らせるようになったと思っていないということが判明してございます。

次のページ21ページをお願いします。課題の解決方針でございます。地域住民に向けて砂防堰堤の整備がですね、土砂災害を未然に防止した効果事例の情報発信を行うとともにですね、本事業の施設効果を理解していただけるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。安心安全に繋げるためにはですね、これに加えてですね、実効性のある警戒避難体制の確立が重要であることからこういった体制整備の主体である人をですね、支援していくなどソフト対策も進めてまいりたいというふうに考えてございます。同様な事が無いように本県としましてもですね、十分理解いただけるようにPRの方は進めたいと思っております。以上でございます。

【砂防事業 事後評価 質疑応答】

(委員長)

はい、どうもありがとうございました。今の説明について何かご質問等ございますでしょ

うか。

(委員)

すいません。アンケートの地域住民のことについて安心して暮らせることができないって
いう回答のアンケートがあるわけですから、その背景は当然ご存じだと思いますけれども、
まずそういうようなところを改善し、公共事業としては住民が不安がられるような部分の
改善の方お願いしたいなというふうに思います。

(流域整備担当次長)

ありがとうございます。堰堤の整備により、実態として、安全を確保することには問題は
ないんですけど、ただ今後ですね、事業をまた大きな地域でご理解いただきながら進めてい
く上では、十分に効果であったりとか、事業の意味を、しっかり理解していただくというこ
とが必要とっておりますので、ここはしっかりと受け止めて、対応してまいりたいと思
います。

(委員)

住民の方はその地域の特性をよくご存知ですので、その辺は地域住民の方の優先的なこ
とを是非、優先していただきたいなっております。

(委員長)

私もちょっとこの表現が、4割以上の方が安心してくださいよとなったとは思っていない
という。だからアンケートの取り方ですが、要はあんまりその事業ということも知らないよ
という意味でわかってないのか、それとも矢口委員がおっしゃったのは、もっとやってほ
しいことがあるのにと話ですね。

そんなことはあってはないないと理解していたんですがいかがでしょうかね。

(流域整備担当次長)

はい。私共のとらえ方としましてもですね、事業自体を知らなかったという声が多かった
というふうに考えてございます。

(委員長)

はい。ですのであえてこういう付帯意見をですね、おつけさせていただいたわけでして。
対応でもお書きいただいておりますけれども。やっぱり具体的にこういう事業やりますと地域
住民の避難行動だと体制も変わってくると思うんです。それがちゃんとあそこにあるんだ
から、今度からあそこは安心だと思っしてほしいとか、あるいはもう少し違う避難の
やり方もあるよ。そういった訓練をしながらですね、同時にこの三重県がやってらっしゃる

この事業の理解を深めていただきたいというのが趣旨で。警戒避難体制の確立といったソフト事業であったと思うんですけどね、物を作ったから終わりではなくって、そういうのを活かしながら、地域の方が日常生活していただけるところまで浸透し始めて真の事業効果が発揮されるというふうに思いますのでその点は改めてご指摘させていただきたいと思います。

(委員)

506番は奇しくもB/Cがすごく小さいんですけど、これはどういった理由ですか。

(流域整備担当次長)

はい。保全対象となる人家数が少ないということが費用対効果の部分というところですね。

(委員)

そうですね。ほとんど全部三つとも同じようなコストなんでベネフィットが違うんだらうなという思うわけですが、だから実際問題としてその周知の問題もあると思うんですが。危機感を感じてる家が防護対象が少ないわけですから、最初に何かB/Cが出ないから松の木谷川はちょっとケチったのかと、それで効果が見えにくいのかっていうような気もちよっとしたんですが、そういうわけではないのですか。

(流域整備担当次長)

元々そういった部分で費用に合わせてダム高を削るとかいう話ではなくて、計画上下流に流さない土砂量を決めて施設を入れてまいりますので逆に言うと、保全対象数が少なくてもそういったものを作っていかなければならないということで、そういった部分で非常に費用対効果として苦しい部分あるわけなんですけど、ただやっぱり住民に軽い重いはございませんで、しっかりと守っていく、守るべきところを守っていかなきゃというところでそういった意味合いをですね、先ほど委員長の方からもいただきましたけど、十分理解いただくようにですね、こういったアンケートの結果について本当に県としても重く受け止めておりますのでこういったところの改善を頑張っていきたいと思います。

(委員)

わかりました。

(委員)

具体的にこの砂防事業によって防災マップ上で土石流のある危険地域から外れたということはあるのでしょうか。

(防災砂防課)

危険区域っていう考えがあるんですけど、考え方は土砂災害警戒区域それから特別警戒区域というのがあり、警戒区域っていうのはいわゆる黄色信号で土砂災害の発生する危険性があるというような区域、それから特別警戒区域というのは発生すると甚大な被害を及ぼす危険性があるという区域に分けられますのでこういった施設を作ると例えば砂防ダムを作ると、例えばその赤の部分、土砂災害特別警戒区域、いわゆる甚大な被害区域から外れることはあります。

はい。まずこれを砂防事業に限らず急傾斜事業でけど、そういった事業でもそういう事例はございます。

(委員)

だから完全に外れるという効果があると住民の方にわかりやすいかなと思いますが。

(防災砂防課)

そうですね。おっしゃるように完全に外れるとなるとそこはもう危険じゃないよというふうな意思表示になってしまいますので、それはそれでちょっと危険なのかなというふうに思います。

(委員長)

難しいかもしれませんが、県民の感覚としてはそういう感じだと思うんですよ。

特別警戒は警戒だ。

警戒を解いたっていうんだったらこれは安心思うかもしれないけれども、同じ赤のところでもちょっと安全面は上がったと言われてもあんまり安心して暮らせると思えないのと同じで、多分その辺の実感をうまく住民の方とね、フィッティングしていくことが多分重要だと思います。

(流域整備担当次長)

こちらの枠組みというか、そういった区域を外して部分の判断基準につきましては全国一律でございますので、なかなかその三重県だけでなかなかそういった形の動きはできないんですけど、ただ三重県として、先ほど委員長が言われた通り避難の確保のいろんなアドバイスであったりとかそういったところではいろいろと独自でできますので、そういった面では努力してまいりたいというふうに考えています。

(委員長)

他いかがでしょう。よろしいですかね。はい、それではどうもありがとうございました。

それでは次に道路事業の事後評価について準備ができ次第、説明をお願いします。

(説明者交代)

【道路事業 事後評価】

(道路整備担当次長)

それでは道路整備担当次長の川上でございます。どうぞよろしくお願いたします。資料は18ページ。昨年12月にご審議いただきました道路事業の2件についてのご説明をさせていただきます。事後評価対象審査の対象の事業でございますけれども、道路事業503番、国道477号西浦バイパス、それと504番、国道167号鶴方磯部バイパスでございます。いただきました委員会からの意見といたしましては、令和4年12月20日に開催されました第5回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、503番504番につきましては、事業の効果については、評価結果の妥当性を認める答申をいただきました。そして道路事業の背景でございますけれども、県管理道路につきましては、高速道路や国が管理する国道を所管しまして、地域間交流を促進する幹線道路ネットワークの拡充、また、災害時の救助活動や物資輸送を担う緊急輸送道路の整備、それから観光復興を支えるアクセス道路の整備を進めるとともに、身近な生活道路につきましても、車両の説明が困難な箇所解消など、整備を進める。

そして今回の事業の対応方針でございます。まず503番についての課題でございますけれども、アンケート調査結果によりますと多くの回答者から河川外にルートが変更され、大雨時などに安全に通行できるようになったなど、好評をいただいた一方で、アンダーパスを自動車を通る際に大きな音がするなどのご意見をいただいたというものでございます。

続きまして、504番でございます。こちらアンケート調査結果により多くの回答者から車道が広くなり、軽自動車など運転がしやすくなったと、あるいは走行時間が短縮したなど好評をいただいた一方で、土橋交差点におきましては、交通渋滞が発生しているなどのご意見をいただきました。そういった課題点の解決方針でございますけれども、まず503番につきましては、アンダーパスの騒音はグレーチングでの片付けが原因であったため、蓋を固定するボルトを締め直し、騒音を抑制する対策を行いました。

今後も日々のパトロール業務の中で蓋のその状況を確認するなど適切に維持管理を行い防止に努めてまいりたいと思います。

次に504番の方針でございます。土橋交差点におきまして、伊勢鳥羽方面から志摩市街方面への右折車両が多く1回の青信号で右折できず、残った車両が右折レーンが通行するというので、交通渋滞発生をいたしました。これを解消するために右折レーンを伸ばす対策工事を実施いたしました。今後はこの対策の効果を確認し交通渋滞が解消しない場合につきましては右折矢印信号の青の時間の延長につきましては交通管理者と協議をして、そして記載してございませんが最後にですけれども現在事業中のものも含めまして、今後の同事業を進めるに当たりましては、審議中にいただきましたご意見、あるいは施工中にも関係者等からご意見を得たものもあろうかと思っております。そういったものを事業の計画や調査に反映できるようにしていきたいと思う。ましてよりよい社会資本整備に繋げていきたいとい

うふうに考えております。

【道路事業 事後評価 質疑応答】

(委員長)

はい。どうもありがとうございました。今の説明をしていただいたことについて何かご質問等ございますか。

(委員)

河川外ルートというのとアンダーパスって一般的な印象としては降雨災害に弱い気がするんですが、これはどうしてアンダーパスにしたら良くなってるのでしょうか。

(道路建設課)

元々現道のルートが堤防の道路堤防の上のルート、もう一つは、河川内に降りて行くその二つのルートがございました。それを堤防のそば民地側の方のアンダーにしました。そうでここではですね。ポンプ等もあるはずなんですけども、設置をいたしまして、前後に比べると低くなっておりますけれどもあの河川内を通っていたなとえば、ずいぶんその解消されていると。そういうような状況になっております。

(委員)

わかりました。

(委員長)

三滝川でしたっけ。結構複雑な上に鉄道を走っているながら多分基本的には堤防の中にとどろということによって安全性を高める。そういう結果的にだからちょっとアンダーパスというふうになってしまったという。

(委員)

504 番につきましたして渋滞を解消するために右折レーンを伸ばす対策工事を実施しましたとありますが、これはいつ実施されて、それで今後は対策の効果を確認してありますが、まだいまだに現状でもその効果は確認されていないのですか。

(志摩建設事務所)

右折レーンにつきましたは昨年度完成しておりまして、今現時点ではそもそもこれが朝の渋滞のときに右折レーンをはみ出しているのが直進の車が直進できないという現状の渋滞でしたので、今回右折レーンを延伸させていただいたところですね、今現時点で把握させ

ていただいている状況につきましては、はみ出しの車が少なくなったというところで直進車両も円滑に通行できるということですので、今後またあの状況に注視させていただいてですねまた渋滞が発生するようなことがあればですね、先ほどご説明させていただきましたようにですね、信号機の時間調整等も関係機関と調整を図りながら渋滞緩和に向けて取り組んでいきたいなと思います。

(委員)

それでは現在は一応状況を確認して、とりあえず渋滞は解消されているということですか。

(志摩建設事務所)

現時点では渋滞は緩和されているという状況です。

(委員)

わかりました。

(委員長)

どうもありがとうございました。

交通渋滞が発生してしまいましたっていうのは交通量が非常に増えたということでしたか。

ちょっと記憶が定かじゃないですが。鶉方のバイパスですね。

当然バイパスを通ると逆に予想してた交通よりも増えた箇所がある。

右折する車が要するに増えたわけですか。

(志摩建設事務所)

直進作業車両が増えということですか。

(委員)

直進車両が増えた。そして右折する車をそれが妨害しているということですか。

(志摩建設事務所)

バイパスができたことで交差点形状となりました。

(委員長)

それで交通渋滞が発生したのですね。

(委員長)

いずれも、対策を一応やっていただいているというふうに理解しております。

そういう意味では前向きにやっていただいていると思います。

他いかがでしょうか。

それでは質問がないようですので次に行きたいと思います。

(事務局)

街路事業の対応方針の説明にあたりまして、補足資料の配布をさせていただきます。

(委員長)

それでは準備ができ次第説明をお願いします。

(説明者交代)

【街路事業 事後評価】

(都市政策担当次長)

都市政策担当次長の古澤でございます。資料の方の 24 ページをご覧ください。街路事業についてでございます。事業の評価、審査対象事業としまして、街路事業 510 番、近鉄名古屋線川原町駅付近、連続立体交差意見の委員会の意見としましては、令和 4 年 12 月 20 日に開催されました第 5 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果事業の効果につきましては、評価結果の妥当性を認めるとの答申をいただきました。

また、新たに発生した川原町駅付近の交通不安などの課題について、地元自治体、関係機関等と協議を行い、解決に努められたいとの意見をいただきました。街路事業の背景としまして、街路事業は、円滑な交通機能の確保および良好な市街地の形成を図ることにより、安全で円滑な都市政策と機能的な都市活動に寄与することを目的とし、市街地の都市計画決定された道路を整備する事業でございます。

川原町駅付近の連続立体交差事業は、鉄道高架化による一体的なまちづくりと踏切除去と道路拡幅による安全で円滑な交通の確保に向け整備を進め、令和 2 年度に完了しています。次に事業への対応方針でございますが、一つ目、事業の課題としまして、整備後、新たに発生した。川原町駅付近の交通不安に対しては、行政と地域住民等が一体となり、解決に向け取り組んでいく必要があります。25 ページをご覧ください。二つ目としまして課題の解決方針についてでございます。川原町駅前線の整備後に交通量が増え、車のスピードが速くなったことによる道路横断者への配慮については、当該市道の通過交通が比較的少ないものの、周辺住民が利用する生活道路でもあることから、所管する四日市南警察署に速度取り締まり強化の要望を道路管理者である四日市市とともに行いました。この要望につきましては、1 月 5 日に警察の方に要望してございます。

続きまして、新たに整備された駅前ロータリーを利用せずに、当該市道の方に路上駐車し送迎している車が多く、歩行者が見えづらくて危ないとの課題につきましては、改めて現地調査を行ったところ、駐停車が禁止されている横断歩道部周辺に一定数見受けられることを確認いたしました。ここで補足資料の方、ご覧ください。これの 1 ページ目の左上に川原町駅がございまして、地図の上が名古屋方面、左側にロータリーでございます。川原町駅とロータリーの接点部に横断歩道がございまして、この部分、横断歩道から前後 5m につきましては、法的規制がかけられておりまして、この部分は駐停車禁止となっております。

実態調査としまして、この下の表にございますように、3 回ほどできる限り雨の日で朝夕送迎時間帯を狙いまして、調査を実施しております。それで結果は、駅前ロータリーを利用せず、市道の方に一時停車し送迎した台数ということで、1 月 13 日金曜日朝は 11 台ほど、同日の夕方につきましては 5 台、23 日の月曜日朝の時間帯でございますが、雨で 19 台ほど。このような形で、通勤時間帯に調査を行いました。右の写真ので 3 番目をご覧ください。これロータリーの方を写した写真でございますが、一般の方はやはりロータリーを多く

使ってございます。

4番5番目がですね、横断歩道帯辺りに、一時的に停車をして、送迎するといったそういった実態が見受けられまして、送迎の電車に間に合わ間に合うようにギリギリ来られる方が近くで止めて、送り出す方が、少なからず、見受けられたということでこちらにつきましてもですね、ちょっと本文の方戻っていただきまして、このことから所管する四日市南警察署に協議を行ったところ、以前より所管する駐在所により注意喚起を行っているとの情報を得ましたので、引き続き注意喚起および取り締まりの継続を道路管理者である四日市とともに1月17日に要望してございます。こういった実態もございまして引き続き、県としましても、行政と地域住民等が一体となりまして、解決に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上です。

【街路事業 事後評価 質疑応答】

(委員長)

はい、どうもありがとうございます。

今の街路事業について何かご質問ございますか。

(委員)

今の街路事業についてご説明にありましたがロータリーを利用しない理由というのはここに車を停めたら、遠いんですか。

(四日市市建設事務所室長)

約20mほど、ロータリーに停めたときのほうが歩道で送迎された時よりも遠いです。

(委員)

すいません。川原町を使ったことがないのでわからないんですけれども。

改札はどこにあるのでしょうか。

これは高架の下のどの辺ですか。

1階の駅への入り口といたしますか。

(四日市市建設事務所室長)

駅入口は、補足資料の大きな写真に、黄色いハッチで「横断歩道前後5m駐停車禁止区域」と記載されている箇所の少し上あたりです。

(委員)

その駅舎入り口というのはこの高架の真下にあるんですか。

それとも横にあるんですか。

真下っていうと鉄道の下にあるという。

どちらかというとも5番のところに近いところにありますか。

(四日市市建設事務所室長)

そうですね。5番よりももう少し右側ぐらいです。

(委員)

想像ですけど、雨の日は雨に濡れたくないんで、高架の下の近くに止めて雨に濡れないために5番の右の方に入っていくと。

多分そういうことですか。

(四日市市建設事務所室長)

おそらく、その通りだと思われま。

(委員)

駅前は今本当におっしゃるように広場を作って、もう歩行者にしてイベントなんか、あるいは、どう休みの日なんかカフェテリアや店舗なんか、あるいはキッチンカーが来たりするような作りがあるんですけど。

屋根の上ですね。割と簡易でも本当に光を通すような屋根があれば雨に濡れないので、もしかしたら使ってくれるかもしれないとちょっと勝手に思いました。

本当に計画するときは何て言い方していいのか。

結節点の作り方っていうのは非常に難しく、わがままをそのまま解決できないといけないっていうのはよく言われてます。

そういうのはこれで今から思うと、この改札に向かう所を本当に駅の横につけるか。

あるいは屋根で通すかぐらいにしないと、このロータリーから近くないのでそんな印象をちょっと受けました。

(都市政策担当次長)

ありがとうございます。おっしゃる通りやはり、歩行者にとって利便性が良くてですね、使いやすい、そういった構造が求められると思いますので、今後こういった計画する際にはですね、十分考慮してですね、計画していきたいと思ひます。ありがとうございます。

(委員長)

連続立体交差事業全体の評価すごくあるんでこれはもちろん大事な事業だと思います。そこに不随してきた。

小さい問題とは言えませんが、工夫で何とかなるんじゃないかというものですので、またそれはそれで誠意に対応いただく必要があるかと思います。

ちょっと釈迦に説法ですけど、よく建築の設計で、道は最初から作らないで、人がたくさん通るところ、獣道を経由して導入するみたいな、あえてそういう設計するような思想を持っている住宅建設計画みたいなものもあります。

ここをこうやって作ったけども、思ったように使ってくれなかったら、その使い勝手に合わせてもう一度調整していく、というのがやり方としては一緒なのかもしれませんね。

もちろん警察等によって規制や監視をするのも悪いことではないんですけども。

あまり規制ばかりやっていると、非常に使いづらい駅になってしまう懸念もありますので、そこをどうバランスさせていくかということが重要だと思います。

今、近鉄四日市駅前もバスタ作ってらっしゃるようですね。

やはり、時代とともに我々の利用の仕方も変わってくるし、住民の方の使い方もあるって、鉄道だとか公共交通機関が変わってくると思います。

それに合わせてうまく変えていただければと思います。

他にいかがでしょうか。

(委員)

さらに言うと、この今の上空からの写真もそうだし、3番の写真を見ても駅に一番近いロータリーところには何か常に車がいる感じなんですよ。

こちらを規制した方がいいんですよ。

ここにおそらく皆さんこの辺りに止めたいんだけど、ここに止められないんですよ。

直線道路の方ではなくて、なんか長いこと待っているこっちを規制すべきなんじゃないかなと。

ちょっと思いますね。

ここにも何か長いこと時間駐車しちゃったりするんじゃないかみたいな感じがしますね。

(四日市市建設事務所室長)

そちらにつきましても、一応看板で注意喚起を行っております。ただ、そのことに関しましても、管理者側は四日市市になるので、

四日市と協議を重ねて、警察やこれらの地元自治会と管理連携して、一緒になって歩行者にとって利便性の良い形で運用していくように努力してまいりたいと思います。

(委員長)

ぜひいろんな方々とうまく協議しながらたりしながら進めていただければというふうに思います。いろいろな考えやアイデアが出てくるかと思っています。

(委員長)

他、いかがでしょうか。それではどうもありがとうございました。

それでは、農業農村整備事業についての説明を準備ができ次第お願いします。

(説明者交代)

【農林水産部】

【農業農村整備事業 事後評価】

(農業基盤整備・獣害担当次長)

農林水産部農業基盤整備・獣害担当次長の藤本です。

それでは農業農村整備事業についてご説明させていただきます。

まず事後評価の審査対象事業でございますが、農業農村整備事業 501 番、中南勢・中南勢 2 期(ビーフロード)でございます。委員会からいただいたご意見でございますが、令和 4 年 12 月 20 日に開催されました第 5 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、501 番については、事業の効果については評価結果の妥当性を認めるとの答申をいただきました。

次に、農業農村整備事業広域農道整備事業の背景でございますが、広域農道整備事業は、基幹的な農道を整備することによって、農業の近代化、または農業生産物の円滑な流通を図ることを目的としています。中南勢・中南勢 2 期地区におきましては、米、野菜、果樹、畜産など多様な農業生産団地が分布しています。

しかしながら、生産団地から出荷所等へ向かう道路網が未整備であることから、農産物流通と農業生産活動の活性化を目的に道路整備を進め、平成 28 年度に完了しています。次に事業への対応方針でございます。まず事業の課題でございますが、アンケート調査結果により本農道が整備されたことによる交通事故の発生を危惧した交通安全施設等の設置や道路沿いの草や枝の伐採など、道路維持管理に関する意見がありました。

最後に課題の解決方針でございますが、今後も道路管理者である市町に対して基幹的な農道としての効果が十分に発揮されるよう、関係する事業制度の情報提供を行うなど必要な対応に努めてまいります。以上でございます。

【農業農村整備事業 事後評価 質疑応答】

(委員長)

はいどうもありがとうございます。今の農業農村整備事業中南勢・中南勢 2 期(ビーフロード)についてご質問等ございますか。

私からよろしいでしょうか。15 ページの表現について、アンケート調査で、事業の課題だけ明らかになったわけではなく、事業の効果として評価できること

B/C やアンケートでも一定の効果があつたことについても表現された方が良いかと思えます。

(委員)

交通事故の発生を危惧した交通安全施設の設置や、道路沿いの草や枝などの伐採という課題に対して解決方針が、農道としての機能の十分な発揮に関連する事業制度の情報提供を行うとのことであるが、この情報提供される事業制度において交通安全施設の設置や草や枝の伐採などを行うことができるのか。

(農業基盤整備課)

はい。まず、農業農村整備事業は、三重県が施設整備し、完成したものを市町へ財産譲渡しており、その後、市町から新たな事業実施の要望があれば、我々の方で県営事業として実施していく体系となっております。何か課題があったときに、毎年、新たな事業制度ができておりますので、今回の安全施設の設置や伐採などへの課題に対して市町に情報提供しながら適切な事業制度をマッチングさせることにより対応していきたいと考えております。

(委員)

そうすると、交通安全施設の設置や道路沿いの草や枝の伐採ができる事業もあるのでしょうか。

(農業基盤整備課)

単体での実施はございませんが、舗装の修繕などと合わせて総合的に実施することが可能です。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

今回整備された道路3箇所に関連性はあるのか。

(農業基盤整備課)

今回の中南勢・中南勢2期につきましては、既設の道路も活用しながら農産物流通に必要な道路を整備しております。

(委員)

そうすると要望に応じて整備されたということですね。周辺の方にとって、かなり便利になったということか。

(農業基盤整備課)

そうですねアンケートの結果からも農産物が運搬しやすくなったとの意見をいただいております。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

農業道路あるいは広域農道の事業が農業の発展とどう関係するのか非常に見えにくいというふうに私はこの前、特に感じていました。例えば、農業機能を強化するためには絶対道路が必要だというプレゼンではなくて、非常に一般的な農業を振興するために道路が必要だみたいに印象付けられる。

一般的な道路事業は交通渋滞の緩和とか交通事故を減らすことが目的ですけども、同じ道路でも、この広域農道については結果が違うわけで、B/Cも営農にかかる効果を評価しているの、アンケートにおいても、そこを評価していくべきかと改めて申し上げます。

(説明者交代)

【水産基盤整備事業 事後評価】

(水産振興担当次長)

水産振興担当次長の伊藤でございます。どうぞよろしく申し上げます。水産基盤整備事業についてご説明いたします。

まず事後評価審査対象事業でございますが、水産基盤整備事業 502 番桃取地区となっております。委員会からいただいたご意見につきましてですが、令和 4 年 12 月 20 日に開催されました第 5 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果は、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申をいただいております。水産基盤整備事業の背景ですが、当事業は、水産資源の持続的利用と国民のニーズに的確に対応した水産物の安定供給、および水産資源の生息環境の保全創造を目的として実施しているものでありまして、中でも漁港関連道の整備は、水産物の輸送に重要な役割を果たしているところであります。

桃取地区におきましては計画策定当時、島を東西に横断する県道は道幅が狭い上、カーブが多いという実情がございましたので、水産物の輸送に多くの時間やコストがかかっており、水産物を効率的に輸送できる道路の整備が求められていたところでした。そのため、流通、輸送面でのコストを低減し、地域水産業の安定と活性化を目的とし、その基幹となる道路を整備したものであります。

事業への対応方針としまして、まず事業の課題につきまして関係者等へのヒアリングにおいて、関連道における除草や清掃等の維持管理が負担となっているという課題が明らかになってきております。そのため課題の解決方針としましては、今後、事業計画を策定する際には、事業完了後の課題となる除草や清掃などの維持管理が軽減される工法の検討を行うとともに、事業完了後の道路管理者である市町と連携して策定に取り組んでまいります。

説明は以上になります。

【水産基盤整備事業 事後評価 質疑応答】

(委員長)

どうもありがとうございました。今の説明についてご質問ございますか。

(委員)

関連道における除草や清掃などの維持管理が負担となっているのが課題で、それを解決するのが、今後、事業完了後の維持管理が軽減される工法の検討を行うとあり、これを素直に読むと、除草とか清掃などの維持管理の負担を軽減する工法という理解になるんですけど、それはどういう工法なんですか。

(水産基盤整備課)

道路のり面の除草や安全管理を含め、日頃の維持管理が必要になってきますが、例えば、除草であればのり面の法裾をコンクリートで草が道路へ影響しないようにするなどが考えられます。そういったことも含めて、事業完了後の管理者である市町と連携して計画の策定を行っていきたいと思います。

(委員)

法面に草が生えないようにするという。ありがとうございます。

(委員長)

これは今後同じような事業をする場合はということで、その場所でこれからやるっていうのではないということですよ。

(水産基盤整備課)

はい。

(委員長)

ありがとうございます。他にご質問ございますか。

(委員)

最近、磯焼けという問題が出てきているんですがこれもそうなのですか。

(水産基盤整備課)

水産基盤整備事業の中で磯焼け対策も行っておりまして、当課の所管する別事業になります。

(水産振興担当次長)

磯焼けに関してましては大きな課題になっておりまして、そういう認識がございます。

その中で水産基盤整備事業としまして、このメニューというわけではないんですけども、磯焼けを引き起こしている魚の食害であるとか、あるいは近年の高水温化に伴う藻場の消滅というのが現状となっておりますので、例えば藻礁のコンクリートブロックを沈設したり、あるいはその保護シートみたいなのをかぶせて魚の食害から防ぐといった手立てをやる事業がございますので、そちらで磯焼け対策というのは進めているところであります。

(委員)

先日、ガンガゼがニュースになっていまして大変なのかなと思いました。

(水産振興担当次長)

ガンガゼはウニの一種で、水産基盤整備事業ではないんですけれども、食用に利用できないかなどをソフトの事業の中で模索もしています。

(委員長)

今回の水産基盤整備事業というのは主に道路でした。漁港の堤防とか、海の保全環境保全是同じジャンルではあるけども、また違う事業としておやりになったそうです。ありがとうございます。いかがでしょうか。

(委員)

さっきの 501 もそうなんですけど、これも道路作ってその維持管理コストが困るという話なんですけど、本来はベネフィットが上がってるわけですから税金、税収が増えて、管理費が生まれるという構造になってないといけないと思うんですけど、そこまでのベネフィットが上がってないというか、広域農道のそれこそひょっとしたらベネフィット受け取る税金が上がる場所がその道を通ってる場所じゃなくて、違うところになっちゃうということもあり得るとは思うんですけど、その辺りあんまりそれをコンクリート張るとかコスト上がるとあんまり環境にも良くないと思われそうですが、いかがですか。

(水産振興担当次長)

ベネフィットという観点でお答えになるかどうかわかりませんが、離島の中での関連道整備ということで、当然先ほどご説明もしましたように、カーブが多いとか道路幅が狭いということで、非常にその交通難地域が多いということもあります。そういった中で、当然、水産物の物流という面で考えていくと、やっぱり鮮度保持とかですね、物流面での利便性を高めていくというのがこの関連道路事業の中の一つの効果として考えられるので、そういった部分で水産物の取引の中でその漁家の収入が上がるとか、魚自体の値段が上がるとか、そういった効果が期待できるかなと思います。そういう効果も期待できる事業であるというふうに考えて実施しているところであります。

(委員長)

ありがとうございました。最初、私も同じ意見を申し上げて、それをきちんと効果が発揮できるような、あるいはその具体的な事後評価についても、漁業にとってこういうことに非常に良かったなど、ちゃんとフィードバックできるようにしていただくと、県民に対してもこの道路を作った意味が理解できるんじゃないかと思います。B/Cは一般的なマクロな種類しか出ていませんので、離島の一部の地域でそんな大きなところではありませぬので、具体的な事例があればその方がわかりやすいと思います。

他はいかがでしょう。これで一応全体終わりでしょうか。

ちょっと時間が早いんですが、これで議事を終了させていただきます。

【委員長 所見】

(委員長)

それでは例年、1年間の全体の感想、所見を委員長よりとなっているので、簡単にお話させていただきますと思います。

まずは無事審査が全部終了したということで、委員の皆様へ感謝申し上げたいと思います。活発な審議ができました。説明者の方々もそれぞれ非常に誠意を持って対応いただきました。県の各ご担当の職員におかれましても感謝を申し上げたいと思います。

私は8年目ですけれども、説明も最初の頃と比べるとかなり上手ですし、説明資料も非常に工夫されるようになってきたと思います。ただ、ちょっとマイナスな点としては資料がどんどん分厚くなって、分厚い資料を送られてくるという弊害もないわけではない。

我々委員に説明するというのは、県民の方々になぜこの事業をおこなったのか、どんな効果があったのか、良かったのか。そういうところを素朴に聞かれたときにちゃんと県の方が我々や県民の方に答えられるような、そういう場でもあるというふうに思っています。

そういう意味でも今は本当に上手になっておられるというふうに思います。

さて再評価の方を振り返ってみますと、お話あったように全ての事業でももちろんOKなんですけども、4事業については付帯意見が付いたということでもあります。

その4事業がどうであったかと言うと、東又谷、鶴ガ坂線については、いずれも早く事業が終わるよという趣旨の御意見でありましたね。9番の海岸事業ですけれども、これも同じように事業期間の短縮を図ってくださいというような趣旨のお話を中心であると思います。

他にもありましたけども、私の経験でも再評価をするときに一番大きいのは、事業期間が非常に延びてしまうということなんです。当初の予定より延びてしまうことがあります。

それと今回はありませんでしたけど、コストがどんどん高くなっていく。公共事業として当初予算より増えていくということがありがちなんですよ。これはやむを得ない面もあると思います。1度しっかりと詳細設計してみたら、地質調査してみたら、土壌が軟弱だったので補強しなくてはいけなくなったり、やはり工法変える必要が出てきたということもあるんですけども。ただ自分の経験上、何故かコストが安くなることはあまりないんですよ。大体、コストが高くなる、事業の期間が延びるということです。

これは両方とも県民にとってはネガティブですよ。当然、県民負担が増える、事業期間が延びるっていうのも効果が薄まるということになりますので、それはあまりよろしくないんです。

県職員の方からすると、自分が担当している仕事を何とか立派にしたい、立派なものを作

って絶対壊れないものを作りたい、万全を期したいという技術者と言いましょかね。そうした現場の方々気持ちも分かるんですけども。

しかし、だからといって期間を延ばしていいのか、コストを上げていいのか、言われると、ちょっとそこはまだまだ県民の感覚とずれがある部分ではないかと私が全体的に感じた感想であります。

それともう一つ意見があったのは先ほどの周辺環境の配慮というわけですよ。

例えば5番目の河川事業の伊勢市の話ですけれども。

こう言ったものというのはどのように表現すればいいのかわかりませんが、費用便益分析以外の考慮すべき点というふうに私は思っています。

私の所属は経済学部でありましたので、費用対効果分析の限界もよく知っております。

絶対みんなが合意できるようなB/Cって出ません、当たり前です。特に費用は分かるけど、効果というのは色んな測り方、色んな仕様によって変わってきます。

当然、それは事業によってマニュアル化されていますので一定の手法によって、同種の事業でB/Cを比較はできると思います。しかしこれが1を超えているから、効果はあるんだって言えるかということ必ずしもそんなことはないんです。

経済学的にはそうなんですけども、当然、国交省みたいなところが全国のいろんな類似事業を見ていくと、先ほど効果が低いところがありましたよね。人が少ないところはやっぱりB/Cが出にくい。同種事業でも、高いところも低いところもあります。

しかし、費用対効果以外に効果もあると思います。よく道路で言えば、緊急避難道路、あるいは先ほどあったような環境を保全する機能だとかというのは、なかなか経済効果として現れにくい部分です。その辺りをもう少し、どうやって県民の方々に目に見える形で提示できるかっていうのが重要かと思います。まだまだ対応の余地はあるのかなというふうに思います。

それと事後評価というのはもう完了した事業ですのでこれで言うと12、13ページですね。この事業ですけれども、これも実は付帯意見が付いたものと付いていないものとあるわけですが付帯意見の有無に関わらず、一言で言えばこれハード事業とソフト事業と言いましょかね、うまく連携を図ってほしいというのが私の全体的に思うことであります。

例えば、先ほど501番ビーフロードについては、やはり基幹的な農道としての効果の発揮ってことです。これは別に道路だけ作れば自動的に発揮できることじゃなくて、やはり周辺の農業基盤ですよ、農政と一体化しなきゃいけないと思います。

502番の桃取地区の除草とか清掃というのも、この道路そのものの問題ではなくて、付帯する問題、あるいは運用後の問題といえるかもしれませんね。

503番504番は西浦バイパスとか鶴方ですけれども、これも新しい交通渋滞とか音だとかそういう問題ですよ。これもやはりハードそのものが悪いというわけではなくて、やはりこの維持運営の中で県の方が作られたものがその後、県が管理しないところも多いということなので、なかなかその作っちゃったら終わりって感じが、まだまだちょっとぬぐえ

ない面もあるかなというふうに感じます。

公共事業として作った以上は、地元自治体と十分協議して作った意味や意図がうまく発揮できるようにその後も関わっていただければと思います。

砂防事業の506番は、あんまり知られてないって話でしたよね。

あと508番509番、これも巡視とか長寿命化ということが言われておりました。

510番も路駐の問題ですよ、そういう事後の問題。

何かやれば必ず付帯的の課題は生まれてきますよね。ですから、その付帯的な課題としてある部分は、その後の維持管理運営の中できちんとフォローしていただきたいなと思います。県の所管わかりませんが、作ったところと維持管理するところと違うのかもしれない、活用してるところがね。しかし県民としては一体として見ているので、せっかく作ったのに逆にあまり効果的に使われないんじゃないかって思われるのはよくないですよ。

そういう意味で作った後も運営等とうまく連携しながら活用できるようにしていただきたいと思います。

それと最後に委員会の運営についてお話をさせていただきたいと思います。

今日からマスクが自由化されましたから、これから段々アフターコロナの時代に入ってくると思います。今年はオンライン開催というのが無かったと思いますが、去年は何度かオンラインをさせていただきました。大学も段々アフターコロナに向けて色々動いており、世の中の全体がそうなると思います。

そのような時に私が思うことは、電子化の推進をさせていただきたいということです。

何を言っているかという一つは、委員会資料をペーパーレスに欲しいということです。

毎回、資料が分厚くなってくるとは冒頭でお話させていただきました。この資料を郵送されて、またここへ持ってくるというのがちょっとばかばかしいと思わなくはない。

それと今日もそうですけども、やはり毎回職員の方にたくさん来ていただいていますよね。我々委員も三重県中から来ていますけども。

いわゆるオンライン開催というのは、もちろんデメリットもあるんですけど、メリットもかなりあるということも分かってきております。

例えば大学で言うと、すべてをオンデマンド授業でというのは問題がありますが、メリットのある使い方もあります。

例えば、それは伝えるという授業については学生から見ると何回でも聞ける。

1回出力しておいて、またいつでも聞けるというのはすごくメリットでもあるのかと思います。

ゼミみたいなディスカッションしなきゃいけないところではコミュニケーションが取れないので、あまり使えないと言われていますが。

この会議も多分そうだと思うんですよ。

説明するというのは別にみんな集まって同じ話を聞かないといけないというわけではない気がするんですよ。例えば、せっかくパワーポイント資料を作ってもらっているので、それ

に音声を入れて読み上げてどこかに事前にアップロードしていただいて我々が、いつでも見れるようにしていただくようにする。わざわざある特定の時間に各地域から委員の皆様が集まって聞く必要もないです。県の職員の方々もそうなんですよね。

これは労力ということもあるんですけど、これはやっぱりコストだという意識を持ってほしいです。このコストは県民が払っている税金ですからね。皆さんのお給料も県民の税金で払っているわけです。

やはり県民目線でコスト削減は考えた方がいいと思います。

すぐにするようには言いませんけれども、せつかくこのような形ができてきたので。

次のステップに向けて何か色んなやり方を考えていただければと思います。

県の皆さんも在宅勤務ってあんまり言われてないと思うんですけども、大手の会社ですと出勤しているのはおおよそ6〜7割とか言われています。

だから、もう家で仕事しているんですよ。

県の職員はあまり意識されていないと思いますが。

(事務局長)

一定、在宅勤務は推奨されてます。

(委員長)

そうですか。

そういう意味でも、こういう委員会の運営とかでも全部はできないかもしれませんが、やはり事前説明はもうどこでもいいから入れといてもらって、我々はそれを見ると。

質疑応答のようなディスカッションして意見を述べるところだけみんな集まるようにね。

今年、かなり長い時間かけて委員会を開催しましたがけれども、もう少しお互いにとって効率的な形になるんじゃないかというふうに感じます。

直ぐにというふうには言いませんけれども、引き続き継続で委員会の運営についてお考えいただければというふうに思います。

それとこれは言おうか迷ったんですが、やはり現地に行かないといけない部分もあるんじゃないかと前から思っていました。実は私は三重県の市町の同じような公共事業の評価の委員をやっております、市町ではもっと件数が少ないんですけども、現地を見てから評価するんですよ。

ということもあるので、これだけの案件を全部行くのは無理かもしれませんが、何か運営のやり方の中で考えていただければと思います。

全ての事業に精通した委員も多分少ないと思いますの、やっぱり現場に行って状況を見ながら説明を聞くと我々も理解しやすいし、県の方も説明しやすい部分もあると思います。試験的でも結構ですので検討していただければと思います。

さっきのオンラインの開催とは逆行しますが、そういったやり方も何か上手く合わせ

ながらちょっとそのアフターコロナ時代の委員会の開催の仕方を考えていただきたいと思います。

昨年のオンライン開催では多分、委員の皆さんは慣れていらっしゃると思いますが、県の方々がオンライン会議にあんまり慣れてなかったですね。

でも、今年だいがもう皆さんも慣れてきてらっしゃると思います。

多分最初は Zoom って何だと思ってたんだけど、もう今やそれは当たり前になっていますからね。携帯電話が使えると同じように段々文明の利器が使えると思いますのでそういった面も含めて、すぐにではありませんけども、運営の仕方はいろいろあると思いますので、引き続き工夫されてお互いにとって有意義な委員会になればと思います。

私の所見は終わらせていただきたいと思います。

ですから、ちょっとせっかくの機会ですので私がまた今回リクエストもあったので、全体の意見を話しましたが、他にご意見があれば是非おっしゃっていただいて、来年以降委員会の運営に反映させていただければというふうに思います。

(司会)

先ほど、委員長の所見で最後の方に話された委員会の運営の話というのは来年度について現地の確認というのも先ほども言われましたけど、全てというのは当然難しい部分があります。

しかし、特にこの場所はと言ったところや見る必要があった所についてはそういう対応もあるのかなとは思っています。

オンラインの方も当然、昨年度にウェブで開催した時にも色んな問題があったのですが、確かに言われたようにその方が集まる必要もないといったところもあります。

その辺りも来年度にこの委員会の運営をしていくにあたって色々相談をさせてもらいながら、一番いい方法というのを考えていきたいと思っていますので、よろしく願いしたいなと思っています。

【閉会】

(司会)

これもちまして令和4年度第6回公共事業評価審査委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

(令和4年度 第6回三重県公共事業評価審査委員会終了)